

消費者契約法とは

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、契約の取消し及び契約条項の無効等について規定した民法の特別法（平成12年5月公布、平成13年4月施行）

規定の内容

【不当な勧誘行為】⇒ 取消し

- ・ 不実告知（4条1項1号）
- ・ 断定的判断の提供（4条1項2号）
- ・ 不利益事実の不告知（4条2項）
- ・ 不退去（4条3項1号）
- ・ 退去妨害（4条3項2号）

【不当な契約条項】⇒ 無効

- ・ 事業者の損害賠償責任を免除する条項（8条）
- ・ 消費者が支払う損害賠償の額又は違約金を予定する条項等（9条）
- ・ 消費者の利益を一方的に害する条項（10条）

【消費者団体訴訟制度】

内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、事業者等に対して差止請求をすることができる。

＜差止請求の対象＞

- ・ 消費者契約法上の不当行為（平成19年6月～）
- ・ 景品表示法上の不当表示（平成21年4月～）、特定商取引法上の不当行為（平成21年12月～）
- ・ 食品表示法上の不当表示（平成27年4月～）

消費者団体訴訟制度（差止請求）

差止請求：事業者の不当な行為の停止又は予防等を請求すること

- ・ 消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生
- ・ 個々の消費者は事後的措置（契約の取消し等）で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性
- ・ 被害が広がる前に、事業者による不当な行為を差し止める必要性



- 消費者団体訴訟制度（適格消費者団体は消費者契約法上の不当行為の差止めを請求できる）を導入（平成19年6月～）
- 景品表示法上の不当表示（平成21年4月～）及び特定商取引法上の不当行為（平成21年12月～）に差止請求の対象を拡大
- 食品表示法上の不当表示に差止請求の対象を拡大（平成27年4月～）

制度導入前

● 直接被害を受けていない消費者には差止請求権は認められない

● 消費者団体の事業者への改善申入れは、法的裏付けがないため実効性において限界

適格消費者団体

- 申請に基づき内閣総理大臣が認定
- 認定の要件
 - ・ 不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的
 - ・ 相当期間、継続的な活動実績
 - ・ 特定非営利活動法人又は一般社団法人
 - ・ 組織体制や業務規程が適切に整備 等
- 内閣総理大臣による監督（更新制、立入検査、認定取消し等）
- 徹底した情報公開（財務諸表等、判決和解等の概要）

制度導入後

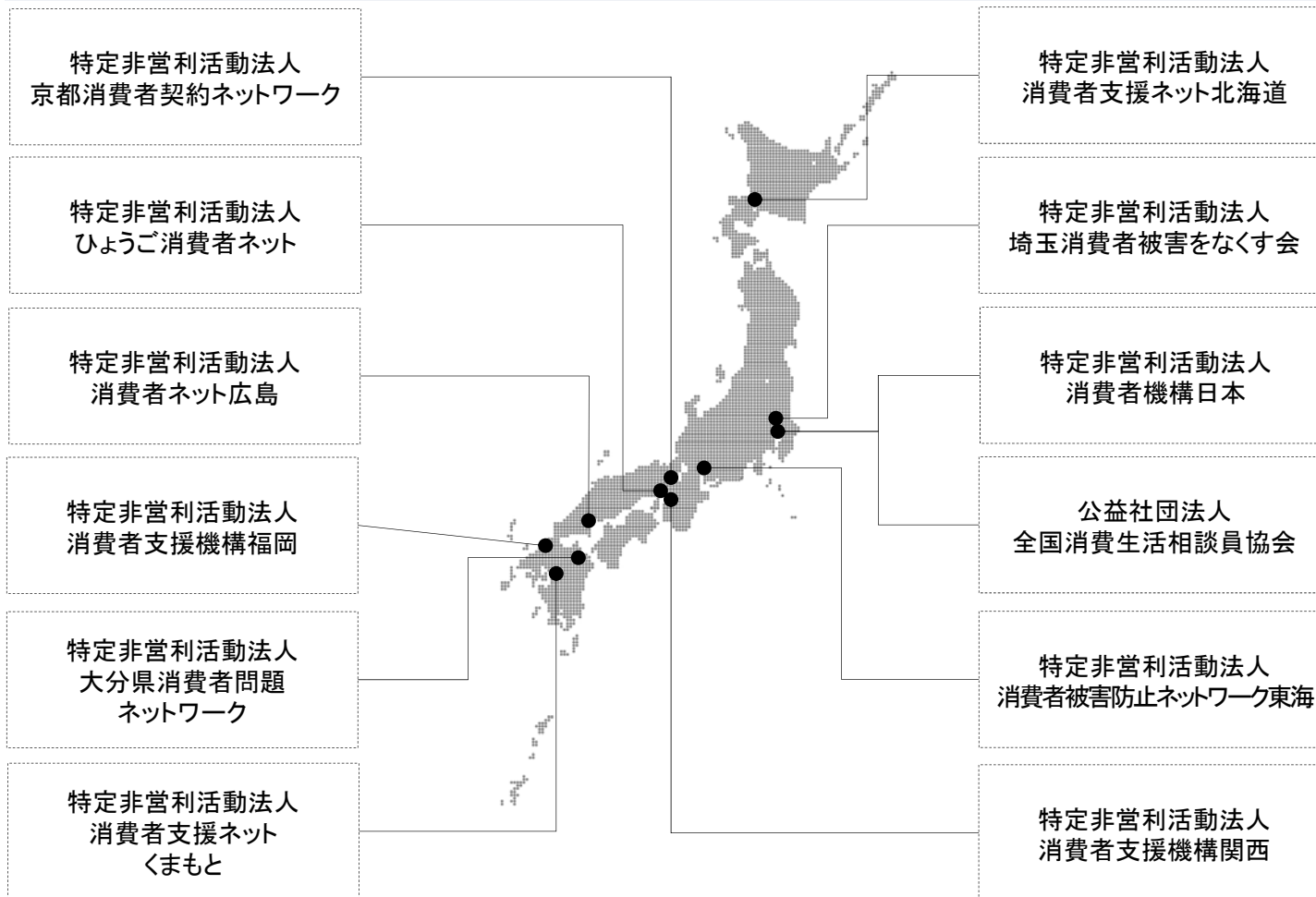
消費者被害の未然防止・拡大防止

適格消費者団体が消費者契約法等に違反する事業者の不当な行為について差止請求権を行使^(注)

差止訴訟提起前の事前請求（1週間前）

（注）本制度における差止請求とは、消費者契約法等の違反行為（不当勧誘・不当な契約条項の使用・不当な表示）を差し止めるもの。
事業者の業務自体の停止を求めたものではない。

現在の適格消費者団体 (全国12団体:平成27年7月現在)



差止請求訴訟の実例

- 現在までの提訴件数は、38件。
- **専門学校の学納金不返還特約の差止請求訴訟**
納入後の学費は理由のいかんをとわず返金しない旨の専門学校の条項が消費者契約法第9条第1号により無効になるとして適格消費者団体により提訴。
第1審判決は、適格消費者団体の主張を認め、条項の使用差止を命じた。控訴審において、同種訴訟の最高裁判決に従った内容での和解が成立した。
- **貸金業者の早期完済違約金条項の差止請求訴訟**
消費者が弁済期前に完済した場合には、一定割合の違約金を支払わなければならないとする貸金業者の条項が消費者契約法第10条により無効になるとして適格消費者団体によって提訴。
第1審判決は、当該条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するので消費者契約法第10条により無効となるとして、条項の使用差止を命じた。この判断は、控訴審、上告審においても、支持された。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の概要

背景

- 消費者被害では**同種被害が多発**
- 訴訟による被害回復は困難
(泣き寝入り)
 - ・事業者と消費者との間の**構造的格差**
(情報量・交渉力等)
 - ・訴訟に要する**費用・労力**

消費者団体による新しい訴訟制度を創設

被害回復の実効性確保

消費者契約法一部改正案に対する附帯決議(平成18年)(衆・内閣委、参・内閣委)
適格消費者団体が**損害賠償等**を請求する制度について検討すること等

消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年9月施行) 附則

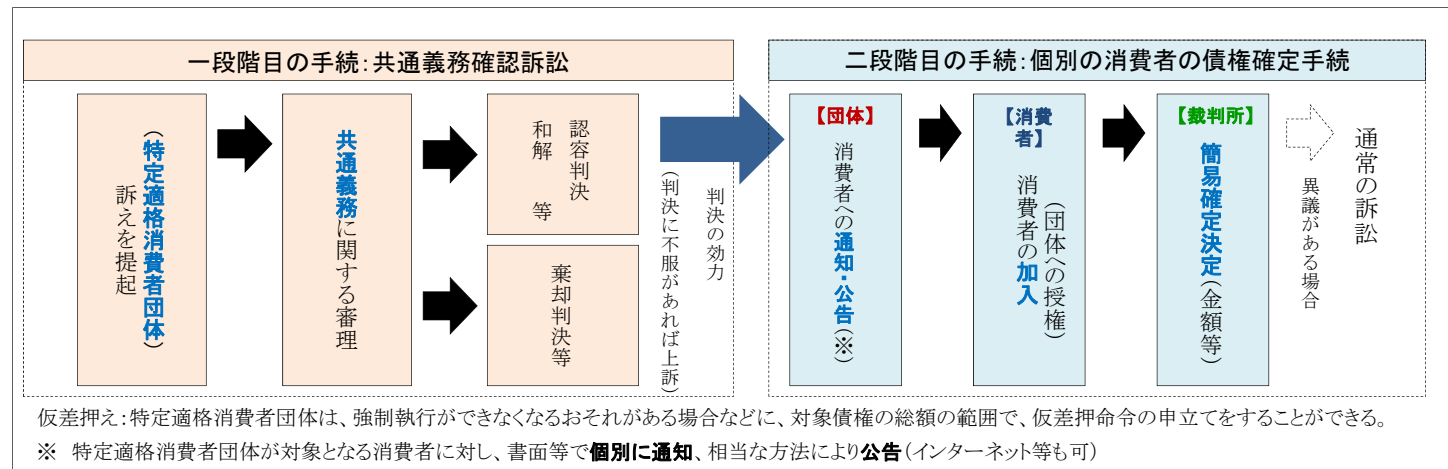
6 施行後三年を目途として、「…多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずる…」

概要

二段階型の訴訟制度:

一段階目:事業者の
共通義務を確認
(金銭支払義務)

二段階目:個別消費者の
債権を確定
(誰に、いくら支払うか)



特定適格消費者団体

適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国12団体)から新たな認定要件を満たす者を内閣総理大臣が認定。

【新たな認定要件】

- ・差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている
- ・**弁護士**を理事として選任
- ・**費用・報酬**等の額又は算定方法が消費者の利益の擁護の見地から**不当なものでない** 等

【責務規定・行為規範】

- ・濫訴等の禁止 ・弁護士に迫らせる義務
- ・個人情報の適正な管理 ・財産上の利益の受領禁止
- ・**内閣総理大臣(消費者庁)による監督**の対象 等
(適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)

対象となる事案

消費者契約に関する**金銭支払義務**のうち以下のもの

	事案
①	契約上の 債務の履行の請求
②	不当利得に係る請求
③	契約上の 債務の不履行による損害賠償の請求
④	瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
⑤	不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求

※ いわゆる**拡大損害(製造物責任等)**、逸失利益、人身損害、慰謝料を除く。

新しい訴訟制度のメリット

- これまで泣き寝入りしてきた消費者被害の回復が可能に
- 個々の消費者が多くの手続を行うことなく、**消費者団体の持つ専門的な知識や交渉力を活用**することが可能
- **紛争の一回的解決**が図ることができる

消費者裁判手続特例法 施行までのスケジュール

消費者裁判手続特例法（平成25年12月11日公布）は、平成28年12月10日までに施行する必要
法附則第1条「この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」

主な検討課題

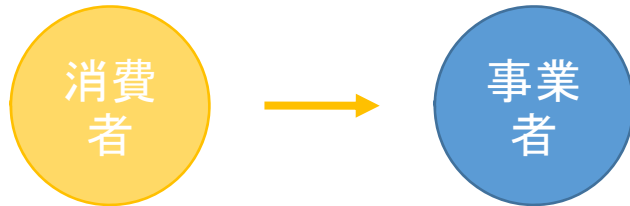
- 政令・内閣府令を規定するほか、特定適格消費者団体の業務の適正を確保するため、特定適格消費者団体の認定・監督に係る指針（ガイドライン）を策定
⇒ 平成26年5月よりガイドライン策定の在り方を検討するため「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」（座長：升田純中央大学大学院教授）を開催（計13回）
それぞれの案について、パブリックコメントを実施（平成27年6月10日～7月10日）
- 最高裁判所規則の制定
⇒ 規則制定諮問委員会及び同準備会（消費者庁も出席）での検討を経て、平成27年6月29日に公布

施行までのスケジュールイメージ

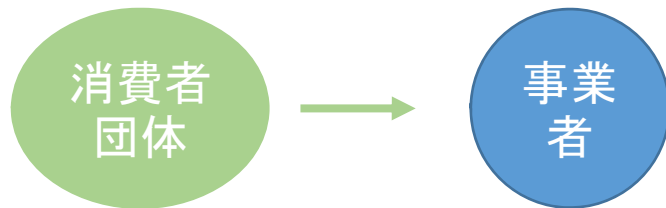
	平成26年	平成27年	平成28年
政令 内閣府令 ガイドライン	ガイドライン検討会の開催 （平成27年4月1日「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会報告書」を公表）	パブリックコメント （平成27年6月10日～同年7月10日） 公布	周知 施行
最高裁判所 規則	最高裁判所において検討 10月～12月 規則制定諮問委員会準備会 平成27年3月 規則制定諮問委員会	公布 （平成27年6月29日）	周知 施行

消費者団体訴訟制度(差止請求)[イメージ]

施行前

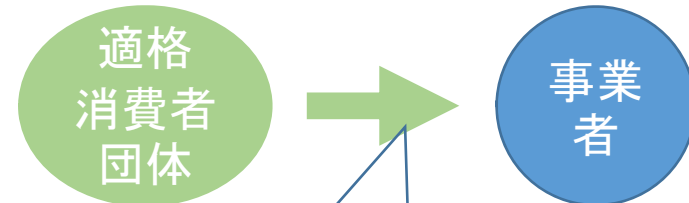


個々の消費者の被害回復請求では、被害回復できたとしても、事業者の不当な行為が停止されるとは限られない。



一般の消費者団体が事業者に要望しても、法的権限があるわけではない。

施行後



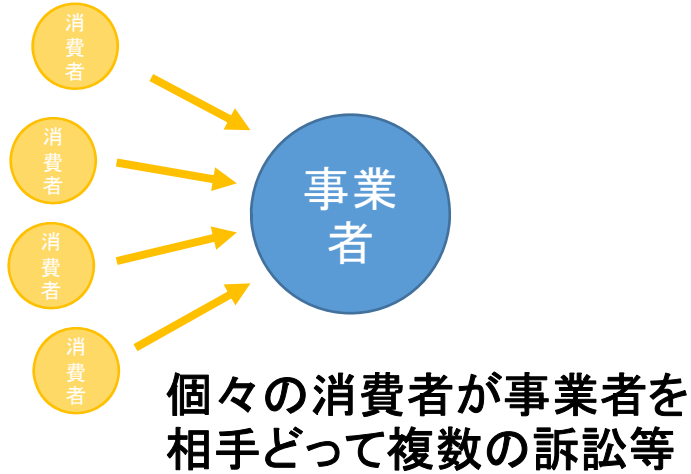
法的権限を付与

適格消費者団体の差止請求については裁判所に訴えを提起できる。

被害の発生・拡大を実効的に予防できる。

消費者団体訴訟制度(被害回復)[イメージ]

施行前

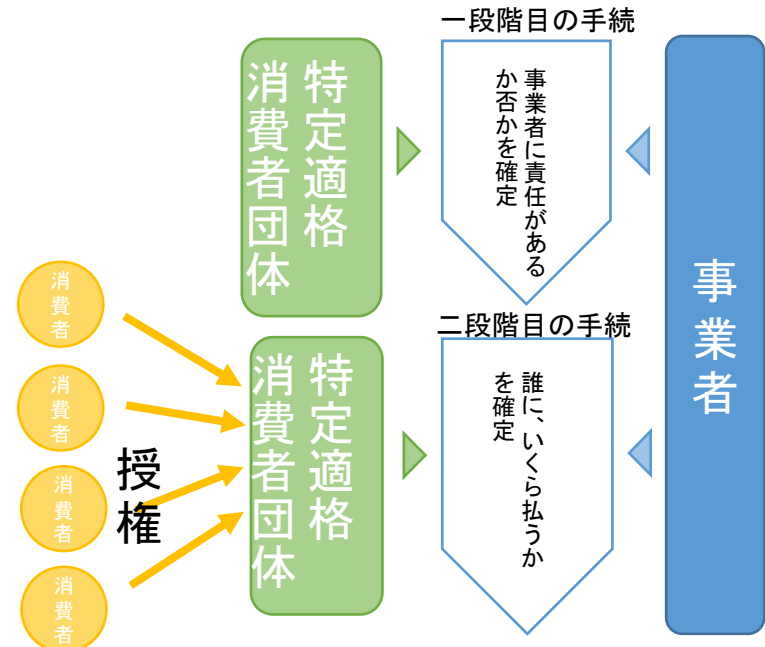


- ※ 消費者にとっては、以下のデメリットがある。
- ① 事業者との情報・交渉力の格差により自ら被害回復を図ることが困難。
 - ② 訴訟をするために要する時間・労力・費用の負担が、被害の回復に見合うものではない。
 - ③ 返還請求等ができるとは知らなかったり、そもそも被害に遭っていることの認識を持っていなかったりする。

※ 事業者にとっても、個々の消費者に対し個別に応答せざるを得ず、紛争解決のためのコストがかかるというデメリットがある。

施行後

一連の手続で一挙解決



消費者は、事業者には責任があることが確定されてから手続に参加するため、訴訟手続に参加しやすい。

消費者被害回復の実効性の確保